

06 外務省(特区検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1004030	数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業	大阪駅北ヤード地域において、設立が進められている「アジア・太平洋研究所(仮称)」が行う事業に関連して招聘されるアジア・太平洋各国の研究者について、国際的な著名性、研究機関等における役職等に関わらず、同研究所が外務大臣との協議を経て設定した基準により選定され、同研究所に書面で身元を保証され、外務大臣及び地方公共団体の長に通告が行われる場合には、同研究所よりFAXで送付された身元保証書、招聘理由書及び滞在予定表を添付して申請し、本省経向を要せず在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	同研究所ではアジア・太平洋各国の教育機関・研究機関等の研究者を、国際的な著名性、教育機関・研究機関等における役職、業績に対する受賞の有無等を問わず幅広く招聘し、アジア・太平洋の産業政策・技術に関する研究活動、国際会議・国際フォーラムの開催等の事業が行われるが、これらの事業を円滑に推進するためには、招聘する研究者に係る出入国、在留許可等について所要の措置を講じる必要がある。そこで、本特例措置、外国人研究者受入れ促進事業等を適用することにより、自由な討議を通じた知的創造を可能にし、関西地域を中心に様々な情報発信を行って当該地域を国際的な知的集積地域とし、地域経済の活性化に資することを旨とする。	これらの事業の円滑な推進を図るとともに、招聘する研究者の来日及び滞在の便宜を図るため、数次短期滞在査証の発給手続の簡素化を行うもの。これにより当該特区が国際的な知的集積地域として新たな価値の創造が可能となり、新産業及び新たな雇用の創出により地域経済の活性化に資することができる。本特例措置の適用の対象となるのは、事前に外務大臣との協議を経て設定された判断基準に基づき同研究所に選定され、身元が保証されるとともに、当該事実について外務大臣及び地方公共団体の長に通告が行われたアジア・太平洋各国の教育機関・研究機関等の研究者に限られる。また、正式な書類(原本及び写し)については、追って別途申請者より提出することにより、弊害は防止できるものと考えられる。	東京都	株式会社三井物産戦略研究所	外務省
1034010	フィリピン看護師及び介護士受入元認定を民間人材派遣業者へ付与	1)要望事項管理番号(50900001)及びフィリピンとのEPA交渉の合意内容から、フィリピン人看護師及び介護士受入れを行う事が決定済みであるが、要望事項管理番号(50900001)の回答内容から一歩進み、フィリピン看護師及び介護士の受入元として公的機関だけではなく、認定を受けた民間の人材派遣業者にも認めること提案する。 2)フィリピンとのEPA交渉は大筋合意ではあるが、未締結であるため、具体的な受入プログラムは未決定であると思われる。いつまでに、具体的な内容が決定するのか、回答願いたい。	フィリピン人看護師・介護士の日本国内における人材派遣事業	1)平成16年11月にフィリピンとのEPA交渉が大筋合意となったことを受け、フィリピンから看護・介護の専門的知識・技術を持った人材を効率的に且つ、安全に受け入れるシステムが望まれる。現在、そのシステムについて検討中であると思うが、日本国内における日本の国家資格取得のための研修及び、入国後のサポートをより効率的に行う為、またより安定的・効率的に人材の供給を行う為、民間の人材派遣業者による運営が必要と考える。公的機関の許可制により、人材派遣業者を選定することで、常に安全性、信用性を維持することが可能である。 2)今後、フィリピンとのEPA交渉締結後、迅速にフィリピン人看護師・介護士の受入を行うために、詳細な日程が必要と考える。	東京都	株式会社フレンドリーオーバーシーズサポート	法務省 外務省 厚生労働省
1034020	フィリピン看護師及び介護士受入時の日本語研修をフィリピン国内での実施することの許可	フィリピン人看護師・介護士を受け入れる際の日本語研修を、フィリピン国内の認定施設(TESDA認定)において、日本側のAOTS及び国際交流基金の認定を受けた日本語教師を派遣することにより、可能にし、また海外での日本語検定試験を可能することを提案する。	フィリピン人看護師・介護士受入時の日本語研修制度の緩和	平成16年11月にフィリピンとのEPA交渉が大筋合意となったことを受け、フィリピンから看護・介護の専門的知識・技術を持った人材を効率的に且つ、安全に受け入れるシステムが望まれる。フィリピンとのEPA交渉の大筋合意内容(平成16年11月29日プレス発表)によると、フィリピン人看護師・介護士受入時の日本語研修は、日本へ入国後に行うとあるが、能力により研修期間が変わる事や、滞在コストの負担などを考え、フィリピン国内でも可能にすること提案する。(研修施設については大筋合意内容通りフィリピン既存の認定であるTESDA認定を取得済みの機関のみとし、日本語講師についても、日本国内の機関であるAOTS及び国際交流基金の認定を受けた者のみとする。)	東京都	株式会社フレンドリーオーバーシーズサポート	外務省 厚生労働省 経済産業省

06 外務省(特区検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1062010	外国人技能実習生制度の対象職種追加	外国人技能実習生の実習移行対象職種((財)国際研修協力機構による認定職種)に「高齢者介護」を追加する。	千葉市の友好都市である中国天津市及び呉江市から千葉市内の高齢者福祉施設に外国人研修及び技能実習生を受け入れる。高齢者福祉施設では、地域との交流機会が多く、様々な活動を通じ、中国友好都市との交流が発展し、経済的な活動の活性化が見込まれると思われる。このような人と人が直接ふれあえる機会を通して、国際交流の進展を図り、社会的、経済的効果を増大していく。	今後、急速に高齢化が進展する中国の友好都市より研修及び技能実習生を受け入れることにより、わが国の先進的な介護技術を習得し、中国における介護技術の向上に資する。2004年度、呉江市では60歳以上の高齢者率が17.63%、同天津市では14.7%と少子高齢化が顕著になっており、今後さらに深刻化することが見込まれる。千葉市の友好都市からも高齢者福祉施設のノウハウを教えてほしいとの要望がある。介護の分野の技術移転を図り、日中友好関係の発展に寄与することを目的とする。また、介護、地域とのコミュニケーションを通じ、交流活動を行い、友好関係の進展をめざす。	千葉県	千葉市花の 旅団協会	法務省 外務省 厚生労働省
1087010	外国人労働者(介護士)の在留資格要件に関する規制緩和 外国人労働者(介護職)の雇用・受け入れに関する規制緩和、特例措置	介護の分野において、外国人労働者に対しての在留資格の規制を緩和したい。現状の在留資格要件のなかでは介護分野は該当していない。また、医療の中に介護士要件もない。在留資格要件を緩和するか特例措置により、介護現場にて介護福祉士の国家資格だけでなくホームヘルパー2級以上の取得により就労可能にする。	介護の現場において外国人労働者を雇用可能にする。具体的には、現状一部しか許可のされていない海外からの介護士受け入れをよりたやすくする。海外の派遣機関(公的なものが望ましい)から日本の介護現場で働きたいという外国人に対して、最低限の日本語の勉強とホームヘルパー2級以上の講座を受講させ資格を取得することによって日本国内の在留資格・就労資格を得ることが出来るようにする。国際交流・貢献、少子高齢化における労働者の確保、今後の介護産業の輸出にも対応できる。	提案理由は今後も進む少子高齢化社会に対応出来る労働者の確保、国際交流・貢献、アジアの高齢化に対して介護産業を輸出するための礎ということが挙げられる。基本的には介護士の受け入れ自体が認められていないが、特例措置としては、2004年の日本・フィリピン間のFTA協定がある。しかし、現状のFTA協定の内容では非常に狭き門であり、介護士を育成するのに時間とコストが多大にかかるものになっている。この場合当初、在留資格が4年であるがその間に国家資格の取得、日本語をマスターする必要がある。また、その資格者も4年制大学の出身者もしくは看護師というような条件付きでかつ年間100名というようになっている。つまり時間・コストを含めて制約条件が多い特例措置になっており、現場においては殆ど運用が出来ない特例措置である。この要件を緩和することによって運用度の高いものにし、諸国から介護士を受け入れる体制を整える。	埼玉県	社会福祉法 元気村	法務省 外務省 厚生労働省
1088020	「短期滞在」における身元保証制度の緩和について	中国国籍者等が「短期滞在」で入国する場合、原則身元保証が必要とされているが、学会参加等の学術交流目的で国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者が招聘する場合に限り、身元保証制度を免除する。	特区内での再生医療等ライフサイエンス分野の先端的研究は、特に国際的な研究交流は日常的に実施されている。本市でも国際学会等におけるアジア地域の研究者との交流は増大しつつあるが、この場合、中国人等の研究者が日本に入国する場合は、身元保証制度が適用される。今後、特区内におけるライフサイエンス分野の研究を促進し、本市が目指すスーパークラスターの形成の一層加速を図るため、特区で指定する国の独立行政法人の研究機関で、一定の地位にある者(大学教授クラス)が研究交流目的で中国人等の研究者(大学、公的研究機関に在籍する研究者)を招聘する場合に限り、身元保証制度の免除を求める。	現行制度では、我が国中央府省庁の課長級または大学の教授以上の方が招聘する場合、身元保証制度が免除されている。特区内の国の独立行政法人の研究機関が研究交流で招聘する研究者は、大学等に在籍する一定レベル以上の研究者であり、身元保証制度を免除しても差し支えないと思われる。研究者を頻りに招聘する場合も多いため、グローバルセッションの中で、中国人等の研究者が来日しやすい状況を作ること、クラスターとしての魅力をアップさせ、ライフサイエンス分野における外国人研究者等の人材確保につなげていきたい。	兵庫県	神戸市	外務省

06 外務省(特区検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1098010	日本の看護師資格を取得している外国人看護師の在留資格の規制緩和	外国人看護師が医療の在留資格で看護師としての業務に従事しようとする場合、学校卒業後4年とされている研修期間を、平成18年3月30日公布の一部を改正する省令により、看護師資格の取得後7年以内と改正された。これに伴い、改正前に日本の看護師免許を取得した者に対してもこの改正省令の適用範囲を拡大し、遡って3年間の在留資格を与えるものとする。	日本とフィリピン政府間のFTA交渉において調整中である「フィリピン人看護師・介護士の受け入れ」構想を視野に入れ、看護師の資格取得者1名の受け入れを行う。受け入れを通じ、FTAモデルとして就労から日常生活上の諸問題を事前に評価し、これを公表し一つの指標とする。既にフィリピン人雇用の実績のある社会福祉法人可部大文字会が受け入れ施設となり、外国人看護師・介護士の支援に取組んでいる内閣府認証の当該NPO法人が側面支援を行う。モデル事業として、受け入れを通じた地域活性化を当該地区の医療福祉人材の育成及び雇用の創出につなげる。これを以って広島地域における人的国際交流の契機とする。	日本人と同じ条件で国家資格を取得した外国人看護師の水準には遜色がない。省令が改正されたが、現行では規制があり、就労機会の公平性を妨げている。相当の努力を費やして日本の看護師資格を取得した外国人(フィリピン人)は希少価値ゆえ、この能力を活かす機会を与えるべきであり、我が国においても将来を見据えて受け入れるべきである。受け入れを通じ、地域のFTAモデルとして就労から日常生活上の諸問題を事前に評価し、改善しながら発展させてゆくことが可能となる。視察研修の拠点として活用することにより、他団体との交流が一層促進され、地域との連携及び活性化を図ることができる。	広島県	社会福祉法人可部大文字会、NPO法人高齢者医療福祉協会	法務省 外務省 厚生労働省
1141010	中国国民訪日団体観光における部分的個人旅行の緩和	現在、中国国民訪日団体観光は、5名から40名の範囲で認められているが、別記の代替措置を取る地域に限定して、試験的かつ部分的に個人旅行を緩和する。	現在日本政府は、中国人観光客の誘致のため、数多くの施策を展開しているが、団体旅行しか認めていないため、低価格帯かつ短期間のツアーに集中している。特に山梨県には、年3万人以上の中国人観光客が訪れるが、その8割以上が富士周辺で1泊し移動してしまう。この状況を改善するため、中国で急増している富裕層を対象とした個人旅行を、特定の逃亡防止のための代替措置を取る地域に限定して試験的に認め、国内での延泊や高付加価値オプションツアー商品の開発を行う。特に県内での新たな高付加価値商品としては、中国人に人気の高い温泉療養施設での人間ドックや短期間の療養、ゴルフツアー、日帰りタクシーツアーなどが想定できる。	現在、中国国民訪日団体観光は、5名～40名の範囲でのみ認められているため、個人旅行は許可されていない。当初この上限の40名は添乗員による旅客の管理限界として設定され、下限の5名は経済採算性を考慮して決定された。しかし現在費用が高くても個人旅行を希望する中国人富裕層は急増しつつあり、この層を対象に下限を現実に近づけることで、新たな訪日観光メニューの開発が可能となる。その場合の国内での逃亡防止措置については、添付資料に例示した代替措置、すなわち1)自治体など公的団体による身元保証、2)通訳・ガイドの随行による監視、3)帰国確認を実行し、さらに旅行会社に対して、上記1)の発給条件として、4)個人旅行中のパスポートの保管(日本国内)や、5)担保金アップ(中国国内)を要請する。以上により富裕層を選別しつつ、実効性の高い代替措置を取ることが可能となる。	山梨県	個人	警察庁 外務省
1141020	中国国民訪日団体観光における部分的少人数旅行の緩和	現在、中国国民訪日団体観光は、5名から40名の範囲で認められているが、別記の代替措置を取る地域に限定して、試験的かつ部分的に2名から3名の家族単位の少人数旅行を緩和する。	現在日本政府は、中国人観光客の誘致のため、数多くの施策を展開しているが、団体旅行しか認めていないため、低価格帯かつ短期間のツアーに集中している。特に山梨県には、年3万人以上の中国人観光客が訪れるが、その8割以上が富士周辺で1泊し移動してしまう。この状況を改善するため、中国で急増している富裕層を対象とした2～3名の少人数家族旅行を、特定の逃亡防止代替措置を取る地域に限定して試験的に認め、国内での延泊や高付加価値オプションツアー商品の開発を行う。特に県内での新たな高付加価値商品としては、中国人に人気の高い温泉療養施設での人間ドックや短期間の療養、ゴルフツアー、日帰りタクシーツアーなどが想定できる。	現在、中国国民訪日団体観光は、5名～40名の範囲でのみ認められているため、2～3名の家族単位の旅行は許可されていない。当初この上限の40名は添乗員による旅客の管理限界として設定され、下限の5名は経済採算性を考慮して決定された。しかし現在費用が高くても家族旅行を希望する中国人富裕層は急増しつつあり、この層を対象に下限を現実に近づけることで、新たな訪日観光メニューの開発が可能となる。その場合の国内での逃亡防止措置については、添付資料に例示した代替措置、すなわち1)自治体など公的団体による身元保証、2)通訳・ガイドの随行による監視、3)帰国確認を実行し、さらに旅行会社に対して、上記1)の発給条件として、4)家族旅行中のパスポートの保管(日本国内)や、5)担保金アップ(中国国内)を要請する。以上により富裕層を選別しつつ、実効性の高い代替措置を取ることが可能となる。	山梨県	個人	警察庁 外務省